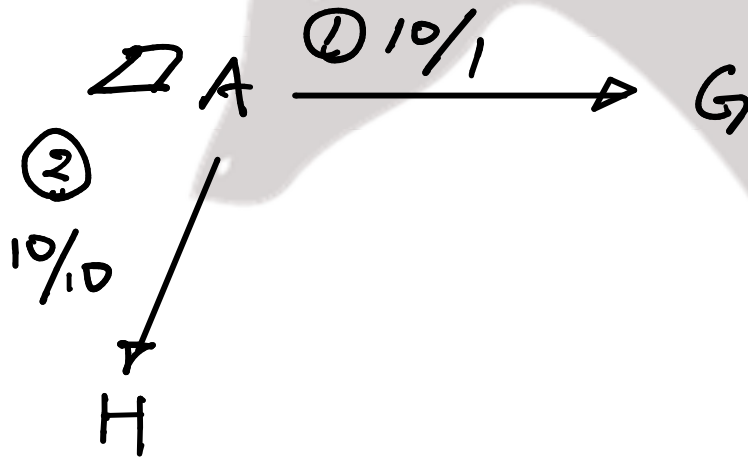


物権変動 宅建 H19-03-4 <<#702>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが所有者として登記されている甲土地につき、AがGとの間で10月1日に、Hとの間で10月10日に、それぞれ売買契約を締結した場合、G、H共に登記を備えていないときには、先に売買契約を締結したGがHに対して所有権を主張することができる。



【答え】 誤り

《ポイント》 不動産に関する物権の変動の対抗要件 【★入門】

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。（民法 177 条）

⇒ 二重譲渡(対抗関係):先に登記をした方が勝ち

